令和８年度地産地消フェア
（２月分）

出展者募集要項

１．令和８年度地産地消フェアについて

（１）概要：熊本県産の農水産物や加工品を、販売する対面型のフェア。

（２）開催期間：~~令和8年(2026年)11月26日(木)～11月27日(金)~~

令和9年(2027年)2月4日(木)～2月5日(金)　**※今回はこの開催期間の募集となります。**

計2日間

午前10時～午後4時

（３）開催場所：びぷれす広場(熊本市中央区上通町２番)

（４）目的：

　熊本市が農水産物の一大産地であることを市民に対してアピールするとともに、市民が農水産物や花きに触れ親しむ機会を創出することを目的として、市民と生産者が直接交流できる場としての対面式の販売フェアを開催することにより、農水産物や花きの地産地消を促進する。

（５）主催　熊本市　（委託先　熊本朝日放送株式会社）

２．出展料

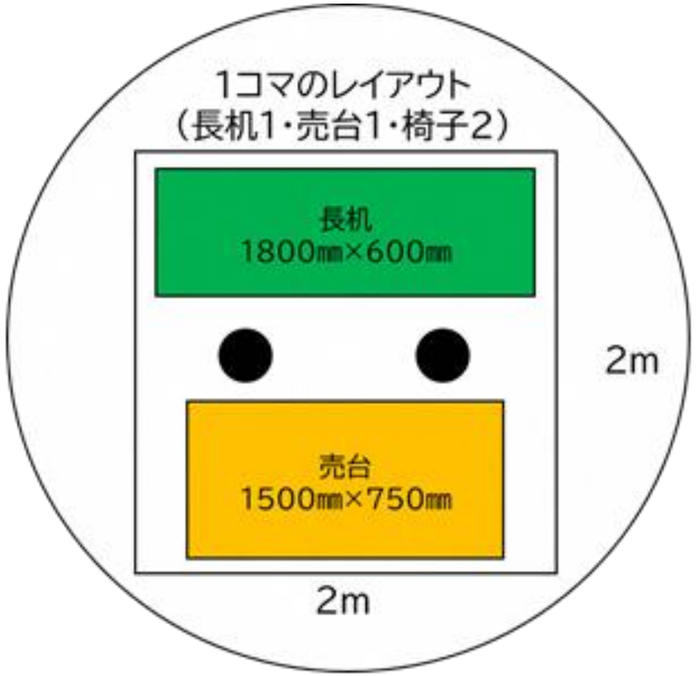
（１）熊本市負担

・基本出展料（企画・運営・広報費、ブース使用料、ブース看板費）

・付属備品：机（1800㎜×600㎜）1台、売台（1500㎜×750㎜）1台、パイプ椅子2脚

（２）出展者負担

・追加備品や電気工事費（必要な場合に限る）



３．募集対象者

（１）熊本連携中枢都市圏（※１）を中心とした近隣市町村の農漁業者・食品関連事業者
（２）生鮮農水産物を取り扱う場合は、全て熊本県産であること。
（３）加工食品を取り扱う場合は、熊本県産農水産物を使用した商品であること。
（４）食品表示法をはじめとする各種法令等を遵守すること。
（５）熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成１８年告示第１０５号）
　　第３条第１号の規定に該当しない。
（６）原則として令和9年（2027年）1月22日(金)9時30分から行う出展者説明会に参加できること。
（７）原則、食品を取り扱う場合は、熊本市保健所へ営業届出が必要であるため、所定の届出手続きをするとともに、食品衛生責任者（調理師などの資格のほか、食品衛生責任者養成講習会の受講でも可）を設置し、ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理を行うこと。（※２）
　　（営業届については、説明会で記入していただきます。）
（８）売り上げの報告や各種調査にご協力いただけること。

※１　熊本連携中枢都市圏
　　熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
※２　営業届の要否は出品内容により異なるため、ご不明な場合は熊本市食品保健課（096-364-3188）に直接お問合せください。

上記のすべての条件を満たす者

４．出品できる商品の条件

（１）商品の種類

①熊本県産の農産物

②熊本県産の農水産物を使用した加工品

（２）商品の価格

・市場価格と著しく乖離していないかつ良質なものを提供すること

５．応募方法

（１）提出書類

①出展申込書　②出品希望商品シート
③出品商品の写真（２～３枚程度）④会社のロゴなどシンボルマークの画像データ
※①②の様式は熊本市ＨＰからダウンロードできます。
　③④はチラシやSNS等の広報で使用します。
※営業届については、出展者説明会で記入し提出いただきます。ただし、営業届の要否は出品内容により異なるため、
　ご不明な場合は熊本市食品保健課（096-364-3188）に直接お問合せください。

（２）提出期限

令和8年（2026年）12月4日(金)まで

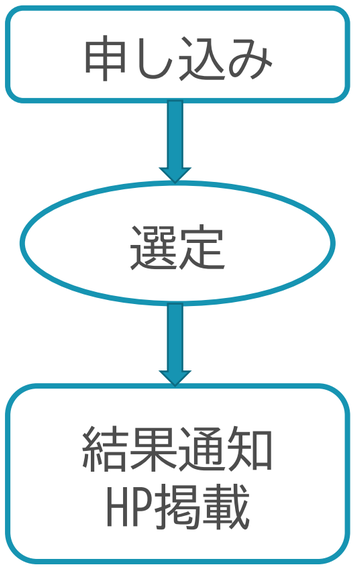
（３）提出先

①～④のデータをメールにて送付してください。

熊本市「地産地消フェア開催事業」

委託先　熊本朝日放送株式会社（担当：和田）

メールアドレス：nousanbutsu@kab.co.jp



６．出展者の選定等について

（１）出展者の選定

熊本市と株式会社熊本朝日放送（委託先）により、下記の条件に基づき選定します。選定結果についての異議申し立ては受け付けませんので、ご了承の上でお申込みください。

・出品商品が、地産地消フェアの開催趣旨に合っているか。
・出品商品が、地産地消フェア開催後にも消費者に選んで購入いただける商品力があるか。
・熊本市内の業者や、熊本市産の農水産物を出品する業者を優先する場合があります。
・他の出展者と商品が重複しない業者を優先する場合があります。
・農業者や生産者を構成員に含む組合や団体を優先する場合があります。
・選定結果は令和9年1月2週目頃通知予定

（２）出展者の取り消しについて

次に該当した場合、出展を取り消します。

（１）購入者から苦情が多く寄せられた場合
（２）本市や運営事業者に対して、虚偽の報告をした場合や、損害を及ぼす行為をした場合
（３）募集対象者の条件や出品できる商品の条件に適合しなくなった場合
（４）その他、熊本市の指示に従わなかったとき

7．注意事項

・出展キャンセルは原則不可（場合によってはそれまでに要した費用をご負担いただきます）

・販売員は１ブース２名程度とする

・加工品等を販売する場合は、包装品のみを販売すること

・食品を販売する際は、熊本市保健所に所定の届出を行うこと

・ブース区画を超えて棚の前に商品を陳列しないこと

・ゴミは各自持ち帰ること

・10万円以上の高額商品の販売やキッチンカー等による販売はできません

・広場内で飲食はできません（試食、試飲は可能）。

・火気（ガスコンロ等）は使用できません。

・物品の搬入・搬出等については、出展者が確定後、別途お知らせします。

・営業届は、説明会にて記載頂きます。食品衛生責任者については、氏名および資格の種類（例：調理師、講習会受講者など）に加え、
食品衛生責任者養成講習会を受講している場合は、その講習会名と受講年月日を把握しておいてください。

8．その他

（１）免責事項

・**天災等の突発的な事象により、本事業の全部または一部について変更・中止、延期になる場合がありますが**、本市はその際に生じた損害について一切負担いたしません。また、それまでにかかった経費等についても返還いたしかねます。

・本事業の実施期間中及びその前後を通じて発生した事故、破損、出展取り消し等のいかなる損害についても、本市は一切の責任を負いかねます。

（２）お問い合わせ先

熊本市「地産地消フェア開催事業」

委託先：熊本朝日放送株式会社（担当：和田）

Tel　　：096-359-9026

Mail　：nousanbutsu@kab.co.jp